2012年12月6日

各　　位

会 社 名　株式会社　東芝
東京都港区芝浦１－１－１
代表者名 代表執行役社長　佐々木　則夫
（コード番号：6502　東、大、名）
問合せ先　広報室長　　長谷川　直人
Tel　03-3457-2100

# テレビ用カラーブラウン管事業に関する欧州委員会の決定について

当社は、欧州委員会からテレビ用カラーブラウン管事業における欧州競争法違反に関する決定の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．決定の主な内容

テレビ用カラーブラウン管及びPC用モニター用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、複数の会社に対して課徴金を賦課することを欧州委員会が決定しました。当社に関しては、テレビ用カラーブラウン管市場に関する行為のみが対象とされており、課徴金の額は、当社単独で28,048,000ユーロ（約30億円）、パナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社（旧松下東芝映像ディスプレイ株式会社）[注]と連帯して86,738,000ユーロ（約93億円）となっています。

注：2003年4月に松下電器産業株式会社（当時）とブラウン管事業に関する合弁会社である松下東芝映像ディスプレイ株式会社を設立し、東芝のブラウン管事業を当該会社に移管しましたが、2007年3月には当社の保有する全株式を松下電器産業株式会社に譲渡しました。

２．対応方針

当社は、欧州委員会の調査に協力して参りましたが、当社の調査では欧州競争法に違反する行為を行っておらず、欧州一般裁判所において今回の決定を争っていく方針です。決定書を正式に受領後、その内容を検討の上適切に対応していきます。

３．その他

本決定による2012年度の業績予想の変更はありません。

以　上